

# 福岡県共同企業体運用要綱の 制定について

平成元年 8 月 30 日  
1 管 行 第 139 号  
総務部長依命通達

本庁各部（課、室）長  
教 育 長  
警 察 本 部 長  
各委員会（委員）事務局長  
県 議 会 事 務 局 長  
各 出 先 機 関 の 長

本県においては、大規模な建設工事については、従来から共同企業体により工事を施工してきているところではありますが、その活用基準が未制定であることもあって、効率性の面から単独受注が適当な工事まで共同企業体で施工していること、構成員の技術力、施工能力等の格差が大きすぎ共同施工が困難又は非能率的であること等の問題を生じております。

また、中央建設業審議会会長からは、共同企業体の在り方について（昭和62年8月17日建設省中建審発第12号）により、その適正な運用を図るよう本県知事に対し、建議がなされているところであります。

このため、共同企業体の活用について、その適正化を図るため、別添のとおり福岡県共同企業体運用要綱を制定し、本年9月1日から施行することとなりましたので、同要綱の趣旨を十分理解され、適正な事務処理を行ってください。

以上、命により通達します。

# 福岡県共同企業体運用要綱

最終改正 平成7年1月23日 6管行第208号

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、建設工事を共同企業体により施工する場合の対象工事の基準、構成員の数、その他共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い建設工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、経常的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化するため結成する共同企業体をいう。

## (対象工事の種類及び規模)

**第3条** 特定建設工事共同企業体の施工対象工事は、研究開発型工事及び実験型工事を除き、実施設計額5億円以上のものとする。

2 経常建設共同企業体の施工対象工事は、単体企業の場合に準ずるものとするが、技術者を適正に配置し得る規模の工事とする。この場合において、福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱第4条に規定する業者等級（以下「等級」という。）の異なる者の組合せによる経常建設共同企業体にあつては、上位等級構成員の発注工事価額以上の工事とする。

## (構成員の数)

**第4条** 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

## (構成員の組合せ)

**第5条** 共同企業体の構成員の組合せは、特定建設工事共同企業体にあつては最上位等級のみ又は最上位等級及び次順位等級に属する者によるものとし、経常建設共同企業体にあつては中小企業（中小企業基本法（昭和28年法律第154号）第2条の要件を満たす建設業者をいう。）のみで、かつ、同一等級又は直近の等級若しくは直近2等級の者によるものとする。

## (構成員の資格)

**第6条** 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有して営業年数が少なくとも3年以上あること。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

2 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 登録部門に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも3年以上あること。
- (2) 当該登録部門について、元請としての実績を有すること。
- (3) すべての構成員に当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有するものが存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置することができること。
- (4) 単体企業として、登録を受けていないこと。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(登録)

第8条 一の企業が、登録することができる経常建設共同企業体の数は一とし、登録の時期等は、単体企業の場合に準ずるものとする。

(出資比率)

第9条 共同企業体の構成員の最小限出資比率は、次のとおりとする。

| 構 成 員 数   | 最小限出資比率 |
|-----------|---------|
| 2 社 の 場 合 | 30%以上   |
| 3 社 の 場 合 | 20%以上   |

(代表者の選定)

第10条 特定建設工事共同企業体の代表者は、同一等級の者で構成されたものにあつては、最も大きな施工能力を有する者とし、等級の異なる者で構成されたものにあつては上位の等級の者とする。この場合において、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱により難い共同企業体の取扱いについては、別途福岡県競争入札制度審査会において決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第6条第2項第3号及び第4号の規定は、農業基盤整備事業の施工を目的とする経常建設共同企業体については、施行日から3年間は適用しない。

附 則 （平成7年1月23日6管行第208号総務部長依命通達）

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。